

平成15年7月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(ネ)第454号 求償金請求控訴事件

原審・広島地方裁判所平成13年(ウ)第1695号

口頭弁論終結日 平成15年6月19日

判 決

広島市●区●●●●丁目●●番●号

控訴人 (1 審 被 告)

● ● ● ●

広島市●区●●●●丁目●●番●号

控訴人 (1 審 被 告)

● ● ● ●

上記兩名訴訟代理人弁護士

板 根 富 規

同 上

青 木 貴 央

広島市中区上幟町3番27号

被控訴人 (1 審 原 告)

広 島 県 信 用 保 証 協 会

同 代 表 者 理 事

高 見 貞 四 郎

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

大 迫 唯 志

同 上

野 曾 原 悦 子

同 上

岡 野 浩 巳

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、それぞれ530万9097円及び内金511万6071円に対する平成11年3月26日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、これを2分し、その1を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

第 2 事案の概要

本件は、被控訴人が控訴人らに対し、共同保証人間の求償権に基づき、それぞれ被控訴人の代位弁済額の7分の1（1円未満切捨て）に相当する1061万8195円及びうち元金1023万2142円に対する代位弁済の日の翌日である平成11年3月26日以降の商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実等）

(1) 被控訴人は、株式会社●●●●（以下「●●●●」という。）が平成4年8月31日に株式会社広島銀行（以下「広島銀行」という。）から借り受けた9000万円（以下「本件借入金」という。）の借入金債務について、マルヒロの信用保証委託を受けて、同日、保証（連帯保証）をした（詳細は別紙借入金・求償金目録記載のとおり）。

(2) 控訴人●●●●（以下「●●●●」という。）は、昭和60年7月31日当時の●●●●の代表者（●●●●）の娘であり、控訴人●●●●（以下「●●●●」という。）は●●●●の夫である（控訴人●●●●（原審）、弁論の全趣旨）。

控訴人らは、昭和60年7月31日、●●●●の広島銀行に対する、両者間の昭和43年3月15日付け銀行取引約定（以下「本件約定」という。）に基づく一切の債務について、元本限度額を3億円と定めて連帯保証（以下「本件根保証」という。）をした。なお、その余の連帯保証人は、次のとおりである。すなわち、①●●●●及び●●●●は昭和60年7月31日、②●●●●は平成4年8月28日、③●●●●は平成5年10月20日にそれぞれ、

本件約定に基づく●●●●の広島銀行に対する一切の債務について元本限度額を3億円と定めて連帯保証をした。

- (3) 本件借入金債務については、●●●●が元利金の分割弁済を1回でも怠ったときは、広島銀行の請求により、●●●●は期限の利益を失い、債務金を一時に支払う旨の約定があり、●●●●は、分割弁済金の支払を怠ったので、この約定に基づき、平成11年2月17日、本件借入金債務についての期限の利益を喪失した。
- (4) 被控訴人は、広島銀行の請求により、平成11年3月25日に本件借入金の残額7432万7371円（元金7162万5000円、確定利息249万9270円、平成11年3月25日までの確定損害金20万3101円の合計）を代位弁済した。
- (5) 広島地方裁判所は、平成14年11月22日、原判決について、主文第1項の表示中、「被告らは原告に対し、連帯して、」とあるのを「被告らは原告に対し、それぞれ」と、事実及び理由の第2事案の概要の記載中1行目に、「共同保証人間の求償権に基づき、」とあるのを「共同保証人間の求償権に基づき、それぞれ」と各更正する旨の決定（以下「本件更正決定」という。）を行った（当裁判所に顕著）。

2 争点

(1) 公序良俗違反

（控訴人らの主張）

控訴人らと広島銀行との間の本件根保証契約は、極度額が3億円と巨額である上、期間の定めもないから、暴利行為に当たり公序良俗違反により無効である。

（被控訴人の主張）

控訴人ら主張の事情があるからといって直ちに公序良俗違反ということにはならない。

(2) 消滅時効の類推適用

(控訴人らの主張)

本件根保証契約は、その契約締結後10年の経過により消滅時効が完成し、その保証債務は消滅するというべきである。すなわち、本件根保証契約締結後、これを行わないことを前提とした社会経済秩序や法律関係が形成されたと評価し得る場合や、債権者が権利の上に眠る状態であったと評価し得る場合には、一般債権の消滅時効規定を類推適用し、契約締結後10年間時効中断事由がない場合には根保証契約について時効が完成し、根保証債務は消滅するというべきである。

(被控訴人の主張)

消滅時効は、契約締結時から進行するものではなく、権利を行使し得る時から進行するものである。

(3) 解約告知

(控訴人らの主張)

控訴人●●●が、本件根保証契約を締結したのは、その当時、同人が●●●●●の従業員であり、●●●●●の代表者から懇願されたため、その社内での地位・情誼的理由から拒否することができなかつたためである。控訴人●●●は、昭和63年1月に●●●●●を退職して、本件根保証契約締結の基礎となった社会的関係が変化し、退職当時、本件根保証契約締結から約2年半が経過していたことからすれば、退職時において、控訴人●●●には解約告知権が発生していたものと解すべきである。

控訴人●●●についても、控訴人●●●が●●●●●の従業員であるからこそ本件根保証契約締結を依頼され、承諾したのであるから、同様に控訴人●●●の退職時に解約告知権が発生していたものと解すべきである。

そして、控訴人●●●は、昭和63年1月に●●●●●を退職して広島銀行を訪問し、担当職員に退職する旨通知しており、これは解約告知権の行使と評

価できる。また、控訴人●●●は、●●●●●の退職から1ないし2年後、●●●●●
●●●●●に対し、控訴人らと広島銀行との本件根保証契約を解約するよう依頼し
ており、これも解約告知権の行使と評価できる。

(被控訴人の主張)

争う。

(4) 信義則違反ないし権利濫用

(控訴人らの主張)

控訴人●●●は、●●●との結婚後、●●●●●に従業員として入社した。控訴
人らは、●●●●●の従業員ないしその妻として、代表者●●●●●に頼まれ、
仕方なく本件根保証契約を締結したが、その際、本件根保証契約は、実質的
には、●●●●●が広島市中区大手町所在のビル（その1階から4階までを●
●●●●はテナントとして賃借していた。）とその底地（以下「本件ビル等」と
いう。）を購入するための資金の借入金債務を保証することが目的であると認
識していた。そして、控訴人●●●は、昭和63年1月に●●●●●を退職して、
同社との関わりはなくなった上、さらに、平成3年7月31日に●●●●●が
本件ビル等を他に売却したことにより、上記借入金債務は返済されたものと
考え、既に自らは保証人でないと認識した。

他方、広島銀行は、本件ビル等の売却により、一旦は●●●●●に対する全
債権を回収したにもかかわらず、その後、十分な担保を確保することなく、
本件ビル等売却前と同様の2億円を超える多額の貸付を行った。そして、控
訴人●●●の退社の際も、本件ビル等の売却時も、またその後の融資を行うに
当たっても、控訴人らに対し、一切通知を行っていない。

特に、本件根保証契約締結時においては、本件ビル等が担保とされている
ことが債権の回収を確実にしているという事情があったのであるから、それ
らが売却され、事情が大きく変更した後に融資を行うに当たって、控訴人ら
に何らの通知を行わなかったことは、極めて不公正・不誠実な取引態様であ

るといわざるを得ない。

以上の事実及び本件根保証契約締結から本件請求がなされるまでに16年以上が経過していることにかんがみれば、保証人である控訴人らの責任は信義則違反・権利の濫用により否定されるべきである。

(被控訴人の主張)

①控訴人らは、●●●●の代表者と親族関係にあり、特に控訴人●●●●は自ら●●●●●の代表者になる可能性もあって考えていたこと、②控訴人●●●●は本件ビルの購入資金(3億6000万円)の保証人になると認識していた旨認めているのであるから、本件根保証契約は予想外の高額の保証とはいえないこと、③控訴人らは、●●●●退職後も保証人から外れていないことを承知しており、平成5年10月20日段階でも他の保証人が保証債務を免除されることを承諾して未だ自らは保証人の立場にあることを認識していたこと等の事情からすると、控訴人らに対する保証責任の追及が信義則違反・権利の濫用に当たるとはいえない。

(5) 身元保証に関する法律の類推適用

(控訴人らの主張)

本件根保証契約は、その限度額が保証人の支払能力からすれば無限定に等しい3億円という金額であり、期限の定めはなく、債務の範囲も銀行取引約定書に基づく一切の債務とされほぼ無限定であること、広島銀行は控訴人●●●●の勤務する●●●●のメインバンクであり、同控訴人は●●●●の従業員として保証人となるよう●●●●の代表者●●●●から懇願された立場にあり、社会的・経済的立場の相違が著しいことからすると、本件根保証契約には、身元保証に関する法律を類推適用すべき基礎となる事実があるというべきである。

そして、本件の主債務が、本件根保証契約締結後7年以上が経過した平成4年8月31日付け融資による債務であること、本件根保証契約締結の背景

事情として、本件ビル等が担保とされていることが債権の回収を確実にしているという事情があったところ、それらが売却され、事情が大きく変更したにもかかわらず、広島銀行はその後に融資を行うに当たって控訴人らに何らの通知もしなかったことからすると、本件根保証契約は、身元保証に関する法律2条の類推適用により、存続期間を5年（平成2年7月31日まで）とし、その後に生じた債務である本件借入金債務は本件根保証の対象外とすべきであるし、そうでないとしても、同法5条の類推適用により、控訴人らの責任を否定するかその金額を限定すべきである。

（被控訴人の主張）

争点(4)において述べたとおり、控訴人らに対する保証責任の追及が身元保証に関する法律の類推適用により否定されたり、限定されることはない。

(6) 更正決定の違法

（控訴人らの主張）

被控訴人は、本件訴訟において、控訴人らに対して、連帯して1061万8195円余の請求をしているにすぎず、本件更正決定は、当事者の申し立てた事項を超えて判決したことになり、処分権主義に反する。のみならず、本件更正決定は、判決の実質的な内容を変更するものであり、民事訴訟法257条にいう「明白な誤り」を更正するものには当たらないから、違法である。

（被控訴人の主張）

争う。被控訴人は、そもそも、本件訴訟において、控訴人らに対し、連帯してではなく、それぞれ1061万8195円余の請求をしているのであるから、本件更正決定に違法はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（公序良俗違反）について

本件根保証契約は、極度額が3億円であり、かつ、期間の定めがないもので

あるが、これらのことから直ちに本件根保証契約が暴利行為に当たり公序良俗違反により無効であるということとはできない。

2 争点(2) (消滅時効の類推適用) について

本件根保証契約につき、債権者たる広島銀行が権利を行使し得るにもかかわらずこれを行わないのと類する関係にあると認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人らの主張する消滅時効の類推適用は認められない。

3 争点(3) (解約告知) について

控訴人ら主張に係る事実を前提としても、控訴人●●が広島銀行を訪問して担当職員に●●●●を退職する旨通知したことや●●●●の退職から1ないし2年後に●●●●に対して控訴人らと広島銀行との本件根保証契約を解約するよう依頼したことが、取引観念上広島銀行に対して本件根保証契約を解約する旨の意思を表明したものと認められず、解約告知権を行使したものと評価することはできない。

4 争点(4) (信義則違反ないし権利濫用) について

(1) 前記争いのない事実等、証拠(甲3, 4, 8の1及び2, 乙1, 2, 5ないし7, 10, 控訴人●●本人(原審))及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

控訴人●●は、本件根保証契約締結当時の●●●●(スポーツ用品の製造販売業等経営)の代表者を務める●●●●の長女である(なお、同控訴人は、●●●●の役員ではない)。控訴人●●は、●●の夫であり、●●との結婚後である昭和51年4月に●●●●に入社し、主に店舗での販売に従事したが、昭和54年に半年間及び昭和58年から昭和59年にかけて約1年ほど経理や総務の仕事を担当した。昭和60年当時の控訴人●●の年収は341万4000円であった。●●●●は、長女の婿である控訴人●●に跡を継がせる意向があったし、控訴人●●もそのような可能性があるものと思っていた。また、控訴人●●は、●●●●を退職する1, 2年ほど前には、同社の

取締役の地位にあった。

昭和60年に、●●●●が賃借して同社の店舗が入っている本件ビル等のオーナーがこれを売却処分することになり、●●●●は、これを購入し、その購入資金約3億6000万円を広島銀行から借り入れることにした。その際、控訴人らは、●●●●の依頼により、広島銀行との間で本件根保証契約を締結し、また、●●●●及び同人の妻である●●●●は、広島銀行との間で、保証限度額をそれまでの1億円から3億円に変更した。なお、当時、広島市中区●●●●所在の●●●●所有の4階建の自社ビル及び●●●●の自宅が広島銀行の担保に入っており、また、●●●●は広島銀行との間で億を超える額の取引をしていた。

昭和63年1月、控訴人●●●●は、●●●●を退職した。その際、広島銀行銀山町支店を訪問して、担当社員に口頭で退職の挨拶をした。その後、控訴人●●●●は、保険会社に就職し、平成2年3月以降、独立して代理店登録をした。

控訴人●●●●は、●●●●を退職した1ないし2年後に、本件根保証による保証人から外してほしいと●●●●に頼んだところ、●●●●は、いつでも外してやると答えたものの、具体的な話まで進まなかった。その後、もう一度保証人を外してほしいと頼みに行ったが、そのときには何の返答もなかった。

平成3年7月31日、●●●●は本件ビル等を他に売却し、その際、●●●●●●●●が本件ビル等を購入するときに設定された担保権は全て解除され、設定登記は抹消された。控訴人●●●●は、それから1年以内に、本件ビル等が売却されたことを聞き知ったが、売却代金額は分からなかったし、売却代金で借入金債務を完済できたかどうかも分からなかった。

平成3年3月31日現在、●●●●●●●●の広島銀行からの借入金額は2億9052万円、預金額は2106万2822円であった。本件ビル等が売却され

た平成3年7月31日には、借入金額は0円（上記売却代金から借入金債務を全額返済した。）、預金額は2億4641万3041円となった。その後、平成4年3月31日には、借入金額は3700万円、預金額は4014万9226円、平成5年3月31日には、借入金額は3億5406万4000円、預金額は70万8318円となった。そして、被控訴人が代位弁済をするまでの間、●●●●の借入金額は2億円余から2億2200万円余の間を推移し、預金額は170万程度から330万円程度で推移し、多くても646万円程度であった。なお、被控訴人の代位弁済後の平成11年3月31日現在の借入金額は1億2077万1000円である。

平成5年10月20日付の広島銀行宛の「保証債務免除についての承諾書」の連帯保証人欄には、控訴人らの署名押印がある。なお、上記書面は、●●●●の広島銀行からの借入金債務についての連帯保証人の一人である●●●●昭が保証人から外れることを控訴人●●●●その他の連帯保証人が承諾するという内容のものである。

- (2) ところで、控訴人●●●●はその本人尋問（原審）において、要旨、①本件根保証契約締結の際には、●●●●から、根保証であることや限度額についての説明はなく、本件ビル等の購入資金3億6000万円の借入金についての保証であると思っていた、②甲3の銀行取引限度保証約定書（包括保証限度付）の連帯保証人欄に署名押印した際には、書類の内容はよく読まなかったし、内容は覚えていないが、第1条（保証限度額）の元本金額欄の手書きの「参億」の記載はなかったとの供述をする。また、控訴人●●●●作成の陳述書（乙7）や●●●●作成の陳述書（乙16）にもこれと同旨の部分がある。しかし、甲3の銀行取引限度保証約定書中の表題部にある「包括保証限度付」、頭書部分にある「現在および将来負担するいっさいの債務について」、第1条の「保証限度額」等の各不動文字は、連帯保証人欄に署名押印する際には容易に目に入るものといえるし、その意味内容を●●●●で経理などの

仕事も担当した経験のある控訴人●●●が理解できなかったとは考えにくい。また、書類の内容をよく読まなかったと言いながら、第1条（保証限度額）の元本金額欄の手書きの「参億」の記載がなかったことについては記憶があるというのにもわかに首肯し得ない。以上の次第で、控訴人●●●の前記供述及びこれに沿う控訴人●●●らの陳述書中の前掲部分は採用できない。

また、控訴人らは、平成5年10月20日付けの広島銀行宛の「保証債務免除についての承諾書」の連帯保証人欄に自己の署名押印があることは認めながらも、上記書面は平成5年10月ころ、●●●●●から低利の金融機関から借り直すために必要な書類であると説明され錯誤に陥って署名押印したものである旨主張し、これに沿う控訴人●●●（乙14）、同●●●（乙15）及び●●●●●（乙17）作成の各陳述書がある。しかしながら、広島銀行宛の「保証債務免除についての承諾書」にはその旨表題部に不動文字で大きく記されているし、控訴人●●●は、その本人尋問（原審）において、これを示された際、これが●●●●●の広島銀行からの借入金債務についての連帯保証人の一人である●●●●●が保証人から外れることを控訴人ら連帯保証人が承諾するという内容の文書であることを直ちに理解している。これらの事実を照らすと、●●●●●の虚偽の説明によって錯誤に陥って署名押印したものである旨の前記各陳述書中の前掲部分は採用できない。

(3) 以上認定に係る事実、とりわけ、①控訴人らが主債務者の代表者と密接な人的関係にあること、②本件根保証契約は本件ビル等の購入が契機となっており、この点からすると元本限度額が本件控訴人らの予想を超えて多額なものとはいえないこと、③控訴人らが平成5年10月20日段階でも未だ保証人の地位に留まっていることを認識していたことからすれば、控訴人らの本件保証責任が信義則違反・権利の濫用により全面的に否定されると解するのは相当でない。

(4) しかしながら、①控訴人●●●は、主債務者を退職し、その頃これを広島銀

行に告げたこと、②本件根保証契約の契機となった本件ビル等を購入する際の借入金債務は本件借入金に係る融資時において既に消滅していること、③本件根保証契約締結時においては本件ビル等も担保とされていたものの後にそれらが売却され、主債務者の資産状況に大きな変動があったこと、④それにもかかわらず広島銀行は後に本件借入金に係る融資を行うに当たって、控訴人らに何らの通知を行わなかったこと、⑤本件根保証契約は保証期間の定めのないものであるところ、同融資は本件根保証契約締結から約7年経過していることに照らすと、前記(3)に挙げた事情を考慮しても、控訴人らが本件借入金債務について負うべき保証責任は、信義則上、合理的範囲に減縮されたものと解するのが相当である。そして、被控訴人は、銀行等が融資を行い易いように債務の保証を行い、将来銀行等が回収困難な事態に陥った際には保証債務を履行し、求償権という形に債権の形を変え、求償権についても保証人を徴するなどして債権の回収を図ることを想定し、これを業としているのであって、この点にかんがみると、被控訴人は、他の保証人と同列に位置するものではなく、むしろ債権者たる広島銀行に類する立場にあると認められる。

したがって、被控訴人の本訴請求についても、信義則上、合理的範囲に減縮すべきであり、本件に現れた一切の事情を総合し、控訴人らの責任を本来の責任の2分の1の限度に減ずるのが相当である。

以上によれば、被控訴人の本訴請求は、控訴人らに対して、それぞれ530万9097円（1円未満切り捨て）及び内金511万6071円に対する平成11年3月26日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

5 争点(5)（身元保証に関する法律の類推適用）について

争点(4)の判断において述べたのと同様の理由により、控訴人らの本件保証責任が身元保証に関する法律2条あるいは5条の類推適用によって否定されると

解するのは相当でない。

同法5条の類推適用による責任の限定については、同様の趣旨は前記のとおり信義則によってこれを実現するのが相当である。これを超える責任制限を同条の類推適用によって肯定すべき事情も認められない。

6 争点(6) (更正決定の違法) について

なお、控訴人らは、本件更正決定が違法であると主張するが、原判決(更正前)の「第2 事案の概要」の記載からすれば、本件は、被控訴人が控訴人らに対し、共同保証人間の求償権に基づき、共同保証人に対して各自の負担部分に応じた求償請求をする類型の訴訟であることが明らかであるし、本件訴状においても訴訟物の価額は元金1061万8195円の2人分として計算されているのであって(当裁判所に顕著)、原判決(更正前)が「それぞれ」と記載すべきところを誤って「連帯して」等の表現をしてしまったものであることは明らかである。

したがって、この点を更正する本件更正決定には、控訴人ら主張の違法は存しない。

7 よって、被控訴人の本訴請求は、控訴人らに対して、それぞれ530万9097円及び内金511万6071円に対する平成11年3月26日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は失当であるから棄却すべきであるところ、これと異なる原判決は一部不当であるから、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 草 野 芳 郎

裁判官 廣 永 伸 行

裁判官 山 口 浩 司

借入金・求償金目録

番 号	1
信用保証委託契約締結日	平成 4 年 8 月 2 8 日
金融機関の保証約定書日	昭 和 6 0 年 7 月 3 1 日
金融機関の保証約定書上の連帯保証人	● ● ● ● ● ● ● ●
金 融 機 関	株 式 会 社 広 島 銀 行
保 証 の 種 類	証 書 貸 付 に 対 す る 保 証
保 証 金 額	金 9 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 也
借 入 金 額	金 9 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 也
借 入 年 月 日	平 成 4 年 8 月 3 1 日
利 率	年 5 . 8 7 5 パ ー セ ン ト
弁 済 方 法	元金 平成5年9月30日を第1回とし、以後毎月末日に金535,000円宛弁済し、最終期日平成19年8月31日残額完済を平成7年10月30日条件変更により残元金76,625千円につき平成7年10月31日を第1回とし、以後毎月末日に金20万円宛弁済し、最終期日平成19年8月31日残額完済と変更 利息 平成4年8月31日を第1回とし、以後毎月末日に1ヶ月分の利息を前払い
特 約	分割弁済を一回でも怠った場合には請求により、手形交換所の取引停止処分を受けた場合は当然に期限の利益を喪失し、債務金を一時に支払うこと
支 払 状 況	元 金 平成9年10月分 利 息 平成9年12月1日分まで支払い
期 限 の 利 益 喪 失 日	平 成 1 1 年 2 月 1 7 日
期 限 の 利 益 喪 失 事 由	分 割 弁 済 の 懈 怠
代 位 弁 済 年 月 日	平 成 1 1 年 3 月 2 5 日
代位弁済内訳	元 金 金 7 1 , 6 2 5 , 0 0 0 円 也 利 息 金 2 , 4 9 9 , 2 7 0 円 也 (平成9年12月2日～平成11年2月17日)
損害金	金 2 0 3 , 1 0 1 円 也 (平成11年2月18日～平成11年3月25日)
代 位 弁 済 合 計 金	金 7 4 , 3 2 7 , 3 7 1 円 也

これは正本である。

平成15年7月17日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 大脇 健

